

高齢者を狙う

証券取引所等に  
上場されていない株

# 未公開株の購入勧誘にご注意!

無防備な高齢者を狙った詐欺まがいの未公開株による被害が多発しています。  
勧誘手口も「劇場型」「次々型」などますます悪質・巧妙化しています!

## 発行会社が勧誘

【事例】A社から未公開の自社株の購入を電話勧誘された。上場すれば値上がり確実と言われ、300万円を支払ったが、上場予定日になっても上場しない。待っているうち、会社と連絡が取れなくなった。



## 第三者の依頼で購入

【事例】ある事業者から「優良企業A社が数ヵ月後に上場する。その未公開株を1株150万円で買い取るので、代わりに購入してほしい」との電話があった。翌日、A社から資料が送付されてきたので、1株38万円で購入。購入後、買取を依頼してきた事業者と連絡が取れない。A社に未公開株の買い取りを求めたが対応してくれない。



劇場型

## 過去に被害に遭った人を更に狙う

【事例】突然、未公開株の資料が送付された。以前に、購入した70株の未公開株の処分に困っており、購入するつもりはなかった。数日後、別の事業者から電話があり、「資料を送付してきた会社の未公開株を買えば、手持ちのものを含めて1株60万円で買い取る」といわれた。そこで、未公開株を800万円購入。その後、買取業者と連絡不能。株の発行会社とも連絡が取れない。

劇場型+次々型

## 被害を救済すると謳い、更に被害を拡大する

【事例】以前、購入した未公開株が上場されず、発行会社や仲介業者とも連絡が取れない状況の時、消費者被害救済機関を名乗る団体から連絡があり、未公開株被害の回復を図るといふ。「弁護士費用等の諸経費24万円を負担してほしい」といふので、指定の口座に振り込んだ。「別途、未公開株の処分費用も必要」といわれ、更に10万円振り込んだ。その後、連絡が取れない。

被害回復型

## 消費者へのアドバイス

- 1 株取引に「値上がり確実」などということはありません。
- 2 発行会社から未公開株を購入した場合、発行会社には買い取る義務はなく、被害が生じても回復の手立てがありません。
- 3 未公開株の購入を勧誘されたら、自分ひとりで判断せず、家族や最寄りの消費生活センターにご相談ください。事業者と連絡が取れなくなった後では、解決のための交渉もできません。

ご相談は、区市町村の消費生活センター又は東京都消費生活総合センターへ

東京都消費生活総合センター 相談専用電話 **03-3235-1155**